　0117



一般社団法人日本原子力学会

福島特別プロジェクト規程

平成29年11月28日　第5回理事会改定

（目的）

第１条 本規程は，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）定款細則（0000-01）第11条により規定された「臨時委員会等」のうち，福島特別プロジェクト（以下，「本プロジェクト」という）の設置と運営について定めることを目的とする。

（任務）

第２条　本プロジェクトは，東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害の修復に，福島のため現地の視点に立って本会の総力を結集して活動するもので，地元にとって切実かつ喫緊の課題である周辺環境の除染作業のサポートや放射線影響に関する分析・助言などをおこなうとともに，事故炉に関する中長期対策など地元にとって有益な情報をわかりやすく発信し，地元に役に立つ活動を幅広く実施することを任務とする。

（位置）

第３条 本プロジェクトは理事会に直属するものとする。

（組織）

第４条　本プロジェクトの委員は原則として本会会員とし，再処理・リサイクル部会，バックエンド部会，保健物理・環境科学部会，放射線工学部会，社会・環境部会等，関連する本会活動組織のメンバーにより構成する。

２　委員数は限定しない。

３　本プロジェクトには代表1名，幹事若干名をおく。また，副代表をおくことができる。

４　委員外で，本プロジェクトへの参加を希望する本会会員は，代表の承認を得た上で，常時参加者として参加することができる。

第５条 本プロジェクトの円滑な運営を図るため，本プロジェクトの下にワーキンググループ等をおくことができる。

２　ワーキンググループ等のメンバーは本プロジェクトで決定し，代表が委嘱する。

（設置期間）

第６条　本プロジェクトの終了は，理事会の決定による。

（任期）

第７条 第４条の委員の任期は本プロジェクトの終了あるいは3年とし，再任を妨げない。

２　第５条２項のメンバーの任期は，ワーキンググループ等の終了あるいは3年とし，再任を妨げない。

（代表）

第８条 代表は，会長が指名する。

２　代表は，プロジェクトを総括する。

３　代表は，理事会と必要に応じ情報の共有を図る。

（副代表）

第９条 副代表は，委員のうちから代表が指名する。

２　副代表は，代表を補佐し，代表に事故あるとき，その職務を代行する。

（幹事）

第10条　幹事は，委員のうちから代表が指名する。

２　幹事は，代表，副代表を補佐して本プロジェクトの業務を整理する。

（委員）

第11条　委員は，本プロジェクトの業務を遂行する。

（委嘱）

第12条　委員は，会長が委嘱する。

（事務局）

第13条 本プロジェクトの事務を処理するために，事務局をおくことができる。

２　事務局メンバーの任免は，代表がおこなう。

（議事）

第14条　本プロジェクトの議事は，委員総数2分の1以上の出席により成立する。委員出席者の過半数をもって決し，可否同数のときには，代表の決するところによる。

２　緊急もしくは本プロジェクトが定足数に達せず不成立の場合は，別に定めるメール審議により議事することができる。

（議事録）

第15条　本プロジェクトの議事録は，幹事が作成し，議案ならびに議事経過の概要，決議の主文等を記載して，本プロジェクトの承認を経て保存しなければならない。

（成果の公表）

第16条　本プロジェクトは，下記のいずれかで活動の成果を全会員に公表する。

（１）本会ホームページ

（２）「現地での講演・報告」「春の年会」「秋の大会」における「総合講演・報告」

（３）本会学会誌の解説記事または報告記事

（理事会への報告）

第17条　本プロジェクトの実施事項は，代表もしくは委員となっている理事が，理事会に報告するものとする。

（改定）

第18条　本規程の改定は，福島プロジェクトが起案し，理事会の承認を得るものとする。

２　本規程は，理事会における本プロジェクトの廃止の決定をもって廃止する。

（雑則）

第19条　本規程に定めるもののほか，本プロジェクトの運営に関し必要な事項は，本プロジェクトが別に定める。

附則

１　平成24年8月8日　第2回理事会制定，平成24年9月1日施行

２　改定履歴

　　①　平成27年5月21日　第8回理事会承認

　　②　平成29年11月28日　第5回理事会承認

附則

１　平成27年5月21日承認の規約は承認日から施行する。

２　平成29年11月28日承認の規約は承認日から施行する。